

(2) 株式会社日本政策金融公庫資金 [相談窓口：公庫受託金融機関（農協・信農連・銀行・信用金庫等）、公庫]

① 農業生産関係

資金の種類	金利 (年%)	償還期限 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額 (A又はBの低い額)			貸付対象									摘要						
				A 融資額 (万円)		B	施設			農機具等			家畜の導入									
				個人	法人	融資率 (%)	乳牛	肉牛	豚	鶏	他	乳牛	肉牛	豚	鶏		他	乳牛	肉牛	豚	鶏	他
農業基盤整備資金	補助県営 1.45 団体営 1.30 非補助 1.30	25	10	受益者の負担する額																		農地・牧野の改良・造成等に 必要な資金
経営体育成 強化資金	貸付対象の(1)の ② 1.30 上記以外 1.30	25	3 就農支援 5	個人15,000、法人50,000の範囲内で、①～③の合計額 ①前向き投資資金 負担する額の80%相当額 ②再建整備資金 個人1,000(特認1,750、特定2,500)、法人4,000 ③償還円滑化資金 経営改善計画の5年間(特認10年間)において支払われる べき既往負債の支払金の合計額			(1)前向き投資資金 ①農地等の改良・造成、②農地等所有権の取得 ③農地等の利用権の取得、④家畜の購入又は育 成、⑤農機具、運搬用器具の賃借権の取得等 (2)再建整備資金 制度資金以外の負債整理 (3)償還円滑化資金 既往借入制度資金等の償還負担の軽減(平成22 年3月31日迄に策定された計画に基づくもの)	経営改善資金計画に基づく もの														
農業経営基盤 強化資金 (スーパーL)	(貸付期間に応じて) 0.55～1.30	25	10	15,000 (特認 30,000)	50,000 (特認 100,000)	100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	農業経営基盤強化促進法の 経営改善計画等の認定を受 けた農業者が対象	
畜産経営環 境調和推 進資金	畜産業を営む者 補助 1.30 非補助 1.30	20 (一部15)	3	3,500 (特認 12,000)	7,000 (特認 40,000)	80 90	○	○	○	○	馬	○	○	○	○	馬					処理高度化施設整備計画に 基づくもの	
	共同利用 1.30			-			80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					共同利用施設整備計画に基 づくもの
振興山村・過疎 地域経営改善資金	補助 1.45 (共同利用 2.45) 非補助 1.30	25	8	1,300*	5,200* (特認30,000～50,000*)	80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	山過法に基づく営農改善 家畜の導入のその他は繁殖 用めん羊及び山羊	
農林漁業 施設 資金	共同 農工商等連携 経営構造改革	1.30	20	3	-	-	80	○	○	○	○	○	○	○	○	○					農協等が行う畜産共同利用 施設	
	利用 食肉センター施設 家畜市場施設	1.30	20	3	-	-	80														「食肉センター施設整備計画」又 は「家畜市場施設整備計画」 を作成し、知事承認を受けた 農協、5割法人、団体が対象	
	その他	1.35	20	3	-	-	80	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	主務 大臣 指定 施設	環境保全型 等 1.30 特別振興事業 立ち上がり支援 1.45	15 10	3	-	-	80	○	○	○	○	○	○	○	○	○					融資事業計画に基づくもの 特別振興事業(広く農林漁 業の発展に寄与する事業)	

資金の種類	金利 (年%)	償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額(A又はBの低い額)		貸付対象			適要	
				A 融資額 (万円)		B 融資率 (%)	施設 乳牛・肉牛・豚・鶏・他	農機具等 乳牛・肉牛・豚・鶏・他		家畜の導入 乳牛・肉牛・豚・鶏・他
				個人	法人					
農林漁業セーフティネット資金	0.55～0.95	10	3	<一般>600万円 <特認>年間経営費の12分の3(12分の6)又は粗収益の12分の3(12分の6)に相当する額のいずれか低い額 [要簿記記帳] ※()は平成22年宮崎県における口蹄疫の影響を受けた農家の特例		(1)災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害、火災等) (2)法令に基づく行政処分 (3)社会的、経済的な環境変化による一時的な経営状況の悪化			経営安定計画に基づくもの	

注1：農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)について、平成23年度に認定農業者が借り受ける資金は貸付当初5年間無利子(①安定化長期資金を除く。②限度額：個人1億円、法人3億円(それぞれ500万円超の資金が対象))。

2：家畜の導入の○は繁殖用家畜のみが対象となり、◎は肥育用家畜も対象となる。

3：貸付限度額の欄の*印の金額は、非補助事業の場合のみ適用され、補助事業の場合は融資率のみの適用となる。

4：上記資金について、東日本大震災の直接・間接被害を受けた者に対し、償還期間(据置期間を含む)を3年延長して貸付が可能。

5：スーパーL資金、経営体育成強化資金、農林漁業セーフティネット資金については、東日本大震災の直接・間接被害を受けた者に対し、無利子(最長18年)・無担保・無保証人での貸付が可能。

②農産物加工・流通関係

資金の種類	借入期間別による金利の 一例(年%)	5年 以内	10年	15年	20年	償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額(A又はBの低い額)		貸付対象	適要
								A 融資額	B 融資率 (%)		
新規用途事業等 資金		-	-	1.55	-	15	3	-	50～80	新規の用途の開発、加工原材料の新品種の育成又はその成果の企業化、当該施設の利用に必要な特別の費用等	特定農林畜水産物(生乳、豚・鶏肉、鶏卵等)を原材料として使用する食品製造業者
中山間 活性化 地域 資金	加工流通 施設 中小企業等2.7億円まで 2.7億円超	-	-	1.15	-	15	3	-	50～80	中山間地域の農林畜水産物を原材料とした加工施設、中山間地域農林畜水産物の流通施設、当該施設の利用に必要な特別の費用等	
	保健機能 増進施設 中小企業等2.7億円まで 2.7億円超	-	-	1.15	-						
	生産環境 施設 借入期間にかかわらず	1.30				25	8	-	80	中山間地域内の生産環境施設(農山漁村広場施設、多目的研修集会施設等)	
乳業施設資金		-	-	1.55	-	15	3	-	70	飲用牛乳、クリーム、バター、チーズ、アイスクリーム類等の処理・製造施設又は流通施設の整備	酪肉法に基づく指定地域内等の乳業者
特定農産加工資金	中小企業等2.7億円まで	-	-	1.15	-	15	3	-	50～80	事業転換、新技術利用、生産共同化のための資金	新技術利用には、当該施設の利用に必要な特別の費用等を含む
	その他	-	-	1.30	-						
食品産業品質管理 高度化促進資金	中小企業等2.7億円まで その他	-	-	1.15	-	15	3	20億円	70～80	食品製造過程の管理の高度化を行うのに必要な施設の整備、当該施設の利用に必要な特別の費用等	

注1：上記資金について、東日本大震災の直接・間接被害を受けた者に対し、償還期間(据置期間を含む)を3年延長して貸付が可能。

(3) 農業経営改善促進資金 [相談窓口：農協、信農連、銀行等]

資金の種類	金利 (年%)	償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額(万円)		貸付対象	適要
				個人	法人		
農業経営改善 促進資金 (新スーパーS)	1.50 (当座貸越の場合 1.50~2.00)	1	—	(六次産業化法認定者) 4,000 (認定農業者) 2,000	(六次産業化法認定者) 16,000 (認定農業者) 8,000	短期運転資金 (飼料費、種苗費、機械等の修繕費、中小家畜等の購入費、小農機具等営農用備品の購入、リース料、従業員の給与、生産技術・経営管理技術の習得費、市場開拓費、販売促進費等)	貸付対象者 ・ <u>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の総合化事業計画認定者(六次産業化法認定者)</u> ・農業経営基盤強化促進法の経営改善計画等の認定を受けた農業者(認定農業者)

注1：貸付方式は、極度貸付方式による当座貸越及び手形貸付(極度額の範囲内で随時借入れ、随時返済)又は証書貸付とする。

2：貸付利率は、変動金利制である。

3：本資金の貸付が受けられる期間は、農業経営改善計画期間(同計画の開始時期から同計画の終了時を含む年度の末日まで)中である。期間終了時に有する本資金の残高は、すべて終了時に返済する。ただし、家畜の飼養等生産に1年以上を要する営農類型を営むものにあつては、終了後3年の範囲内で融資機関が認めた期間内で返済できる。

4：平成23年度に農業者が新スーパーS資金を借り入れる際、無担保・無保証人で農業信用基金協会の保証利用が可能。